

# 平成21年度 後期高齢者医療（長寿医療）保険料

## 保険料の納付

後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引き（特別徴収）ですが、年金の額などによっては、納付書や口座振替（普通徴収）での納付になります。

後期高齢者医療保険料を平成21年2月の年金から天引きされた人は、本人が口座振替へ納付変更申請をしていない場合、原則として4月以降も年金天引きとなります。それ以外の人の平成21年度の保険料は、納付書や口座振替での納付となり、保険料額決定通知書が7月下旬までに送られます。ただし、10月から年金天引きに切り替わる場合もありますので、通知書を確認してください。

また、年金天引きの対象となる人も、口座振替へ変更することができません。

年金天引きから口座振替へ納付変更をする際の注意点は、

年金天引きが中止されるまでに約3カ月かかります。  
口座からの振替不能が一定期間続く場合は、年金天引きに変更となる場合があります。

## 保険料の軽減

均等割の軽減  
一定の基準以下の世帯所得の少ない人、後期高齢者医療（長寿医

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注1)の合計額
9割軽減	5,093	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
7割軽減	15,280	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	25,467	【33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)数】以下
2割軽減	40,748	【33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数】以下

療)制度加入日の前日まで被用者保険(社会保険など)の被扶養者であった人については、保険料が軽減されます。

注1...軽減対象所得金額は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

平成20年度の8.5割軽減は、国の見直し方針に基づき、7割軽減を拡大したものでした。平成21年度は、前年中の所得状況と変動がない場合でも、所得に応じて9割軽減になる人と7割軽減になる人がいます。

## 所得割の軽減

公的年金収入額が211万円までの人など、平成20年中の総所得金額等が91万円以下の人は、平成20年度と同様、所得割額が50%軽減されます。

後期高齢者医療制度加入日の前日に被用者保険(注2)の被扶養者であった人の保険料軽減

後期高齢者医療制度加入日から2年間は「所得割」の負担はなく平成21年度は「均等割(年額5万935円)」が9割軽減されます。平成20年度は、半年間保険料が減免されていたため、保険料は年額2,540円でしたが、平成21年度は、年額5,090円になります。

注2:被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

問い合わせ先  
国保年金課医療担当

☎(580)1847